

■介護サービス利用料(1日)

令和3年4月1日以降

区分	項目	単位数	1日の金額(円)			1月(30日)の金額(円)			摘要	
			1割	2割	3割	1割	2割	3割		
①基本	要介護1	573	573	1,146	1,719	17,190	34,380	51,570	個室・多床室同額	
	要介護2	641	641	1,282	1,923	19,230	38,460	57,690		
	要介護3	712	712	1,424	2,136	21,360	42,720	64,080		
	要介護4	780	780	1,560	2,340	23,400	46,800	70,200		
	要介護5	847	847	1,694	2,541	25,410	50,820	76,230		
②加算	日常生活継続支援加算 I	36	36	72	108	1,080	2,160	3,240		
	看護体制加算	I口	4	4	8	12	120	240	360	
		II口	8	8	16	24	240	480	720	
	夜勤職員配置加算III口	16	16	32	48	480	960	1,440		
③対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120	120	240	360	3,600	7,200	10,800		
	外泊時費用	246	246	492	738					
	初期加算	30	30	60	90	900	1,800	2,700	最大30日	
	退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助	460	460	920	1,380				1日のみ
		退所後訪問相談援助	460	460	920	1,380				
		退所時相談援助	400	400	800	1,200				
		退所前連携	500	500	1,000	1,500				
	栄養マネジメント強化加算	11	11	22	33	330	660	990		
	療養食加算	6	6	12	18	540	1,080	1,620	1食ごと	
	看取り介護加算 I	死亡日以前31~45日	72	72	144	216	1,080	2,160	3,240	最大15日
		死亡日以前4~30日	144	144	288	432	3,888	7,776	11,664	最大27日
		死亡日前日・前々日	680	680	1,360	2,040	1,360	2,720	4,080	最大2日
		死亡日当日	1,280	1,280	2,560	3,840				1日のみ
	科学的介護推進 体制加算	I	40				40	80	120	1月1回/IとIIの いずれか
		II	50				50	100	150	
	褥瘡マネジメント 加算	I	3				3	6	9	1月に1回/併算定 不可
		II	13				13	26	39	
排泄支援加算	I	10				10	20	30	1月に1回/併算定 不可	
	II	15				15	30	45		
	III	20				20	40	60		
自立支援促進加算		300				300	600	900	1月に1回	
安全対策体制加算		20				20	40	60	入所時1回	
④加算	介護職員処遇改善加算 I	上記①~③で算定した単位数の合計 × 8.3%								
	介護職員等特定処遇改善加算 I	上記①~③で算定した単位数の合計 × 2.7%								
⑤	新型コロナウイルス感染症への対応ぶん	各サービス費・加算の単位数に0.1%上乗せ加算							R3.9.30までの特例	

■その他の自己負担

区分	項目	1日の金額(円)	1月(30日)の金額(円)	摘要	
⑤居住費	個室	第4段階	1,171	35,130	居住費・食費は認定された所得 段階に応じて異なります(別表② 参照)
		第3段階-2	(未定)	(未定)	
		第3段階-1	820	24,600	
		第2段階	420	12,600	
		第1段階	320	9,600	
	多床室	第4段階	855	25,650	
		第3段階-2	(未定)	(未定)	
		第3段階-1	370	11,100	
		第2段階	370	11,100	
		第1段階	0	0	
⑥食費	第4段階	1,590	47,700		
	第3段階-2	(未定)	(未定)		
	第3段階-1	650	19,500		
	第2段階	390	11,700		
	第1段階	300	9,000		
⑦その他	冷蔵庫電気代		500	家電は持ち込み / 月額	
	テレビ電気代		300		
	電気毛布電気代		300		
	散髪代	1,500			1回あたり

1月(30日)の料金の概算は、上記①~⑦の合計となります

※上記額に医療費がかかります

■各種加算・料金の説明

※1単位=10円

令和3年4月1日以降

区分	項目	単位数	サービス費・加算の概要	
加算	日常生活継続支援加算 I	36 / 日	新規利用者のうち一定要件を満たす方が一定割合以上、または介護福祉士資格者が常勤換算で一定数以上いる場合に加算します。	
	看護体制加算	I 口	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します(入所定員51名以上)。
		II 口	8 / 日	常勤換算法で看護職員が一定数以上、かつ基準を1名以上上回って配置されている場合に加算します。
	夜勤職員配置加算 III 口	16 / 日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1名以上上回っており、最低1名は喀痰吸引等が可能な職員を配置している場合に加算します。	
対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120 / 日	若年性認知症と診断された方に対してサービス提供を行った場合に加算します。	
	外泊時費用	246 / 日	外泊された際に基本料金に替えて算定します。ただし、不在時にベッドを他利用者のショートステイに使用した場合は算定いたしません。	
	初期加算	30 / 日	初めて入所された日、もしくは一か月以上入院後に再度入所した場合、30日間に限り加算します。	
	退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助	460 / 回	介護支援専門員が退所後の居宅を訪問し、退所後サービスの相談援助を行った場合に加算します。
		退所後訪問相談援助	460 / 回	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算します。
		退所時相談援助	400 / 回	退所後の相談援助を行い、市町村・老人介護支援センターに情報提供した場合に加算します。
		退所前連携	500 / 回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供・サービス調整を行った場合に加算します。
	栄養マネジメント強化加算	11 / 日	管理栄養士・栄養士を一定以上配置し、多職種と協働して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を行ったり栄養状態・嗜好を踏まえた食事を調整・提供している場合に加算します。	
	療養食加算	6 / 回	医師の食事せんに基づき療養食(心臓病食・糖尿病食・低残渣食など)を提供した場合に加算します(1食6単位/1日3回を限度)	
	看取り介護加算 I	死亡日以前31~45日	72 / 日	看取り対象となり同意をいただいた方について、死亡日以前の31日~45日の期間に左記の単位数を加算します。
		死亡日以前4~30日	144 / 日	看取り対象となり同意をいただいた方について、死亡日以前の4日~30日の期間に左記の単位数を加算します。
		死亡日前日・前々日	680 / 日	看取り対象となり同意をいただいた方について、死亡日前日・前々日に左記の単位数を加算します。
		死亡日当日	1,280 / 日	看取り対象となり同意をいただいた方について、死亡日当日に左記の単位数を加算します。
	科学的介護推進体制加算	I	40 / 月	利用者のADL状況など基本情報等のデータを厚生労働省に提出し、フィードバックを活用している場合に加算します。
		II	50 / 月	上記 I に加え、医療的な情報をデータ提出している場合に加算します。
	褥瘡マネジメント加算	I	3 / 月	(I)褥瘡発生リスクについて入所時並びに少なくとも3ヶ月に1回評価し、その評価データを厚生労働省に提出、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を行った場合に加算します。
		II	13 / 月	(II)実際に褥瘡発生しなかった場合に加算します。 ※ I・IIいずれかの算定となります。
	排泄支援加算	I	10 / 月	(I)排泄介護が必要な方ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて入所時並びに少なくとも6ヶ月に1回評価し、その評価データを厚生労働省に提出、排泄支援計画を作成しケアを提供した場合に加算します。
		II	15 / 月	(II)排泄・排便のいずれかについて、悪化がない又は改善している場合に加算します。
		III	20 / 月	(III)排泄・排便のいずれかについて、悪化がないかつ改善している場合に加算します。
自立支援促進加算	300 / 月	医師が入所者毎に自立支援のために特に必要な医学的評価を行い、支援計画を作成しケアを実施し、3ヶ月に1回計画を見直している場合に加算します。		
安全対策体制加算	20 / 初回	外部の研修を受けた安全対策担当者が設置され、事業所内に安全対策部門を設置している場合に加算します(入所時のみ)。		
加算	介護職員処遇改善加算 I	各加算を含むサービス費合計(月額)に8.3%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		
	介護職員等特定処遇改善加算 I	各加算を含むサービス費合計(月額)に2.7%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		
新型コロナウイルス感染症への対応ぶん		各サービス費・加算の単位数に0.1%を乗じた額を加算します。令和3年9月までの時限措置となっています。		

■所得段階別の金額(1日あたり)と認定基準

認定区分	居住費(個室)	居住費(多床室)	食費	摘要
第1段階	320	0	300	生活保護受給の方、世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者である方
第2段階	420	370	390	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金等収入が80万円以下の方
第3-1段階	820	370	650	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入等が80万円超~120万円以下(年間)の方
第3-2段階	未定	未定	未定	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入等が120万円超の方
第4段階	1,171	855	1,590	世帯に課税者がいる方、市町村民全課税者本人である方

※利用者負担段階については令和3年8月からの適用予定